

## 国際商取引紛争における調停

著者	中村 嘉孝
雑誌名	神戸外大論叢
巻	73
号	2
ページ	13-32
発行年	2021-04-20
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1085/00002385/">http://id.nii.ac.jp/1085/00002385/</a>

# 国際商取引紛争における調停

中村嘉孝

## 1. はじめに

国際商取引における紛争が発生した際、その処理手段は訴訟、仲裁、調停がある。実務ではその手続きおよび運用効率の点から、国際民事訴訟は多くの問題が指摘されているため<sup>1</sup>、訴訟に代替する制度として、代替的紛争処理制度 (Alternative Dispute Resolution; ADR)<sup>2</sup> が大きな柱として存在し、適宜内容や運用制度が整備され、グローバル商取引の拡大に伴い、幅広く利用されている。国際商取引の実務においては、契約締結の際に紛争処理条項として、国際商事仲裁によることが多く<sup>3</sup>、また現実には国際的な商事仲裁機関・規則が多く存在しており、長年活用されている<sup>4</sup>。

この国際商事仲裁における問題も、1980年代頃から多く指摘されるようになり、端的に言うと「仲裁の訴訟手続化」問題である<sup>5</sup>。仲裁の利点としての柔軟な手続きが、仲裁裁定執行の際には、欠点として逆に、簡素化や省略など手続き上の運用措置に欠陥があると指摘され支障がきたすことの増加から、近年では国際商事仲裁手続の審議過程における各種手続きが厳格化される傾向にある。結果として仲裁の訴訟に対する優位性とされる「迅速性」と「低廉性」が縮小・失われつつある。手続きの複雑・厳格

<sup>1</sup> Christian Buhring-Uhle, *Arbitration and Mediation in International Business* 17-37. 主として、裁判管轄、訴訟手続、実体法、外国判決の執行の4点。詳細は拙著『国際商取引における契約不履行』153-163頁(同文館出版、2006年)参照。

<sup>2</sup> 一般的には、訴訟とそれ以外(ADR)と分類され、ADRには、仲裁、調停、斡旋、和解等が含まれる。若干その内容分類方法には諸説ある。Steven Shavell, *Alternative Dispute Resolution: An Economic Analysis*, 24 *J. Leg. Stud.* 1 (1995).

<sup>3</sup> 谷口安平・鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』4頁(丸善雄松堂、2016年)。国際商取引契約においては90%近くに仲裁条項がある、という(Otto Sandrock, *The Choice Between Forum Selection, Mediation and Arbitration Clauses: European Perspectives*, 20 *American Review Int'l L.* 7, 37 (2009))

<sup>4</sup> 齋藤彰「国際商事仲裁と国際商事裁判—競争と協力のための関係理論に向けて—」国際商取引学会年報第18巻82頁(2016年)。

<sup>5</sup> 岩崎一生「国際取引と訴訟外紛争処理制度-米国におけるADRの動向とその影響 [上][下]」国際商事法務第14巻第10・11号、1986年10・11月。

化と費用の低廉化とはトレードオフの関係にあるため、仲裁の訴訟に対する優位性の縮小は、継続される傾向にある。並行して近年の IT や AI などの情報機器の発展およびネットワークの拡充が、訴訟手続においても積極的に導入される傾向がみられることから、仲裁においても同様に IT など積極的に導入される傾向にあるが、仲裁の訴訟に対する優位性の縮小は今後、より急速に縮小する現実が予想される。

こうした現状は国際商事仲裁においても大きな危機意識をもたらしており、現実に国際商事仲裁における各機関団体・規則において、迅速手続化 (expedited procedure) が近年積極的に導入される傾向にあり、仲裁および訴訟において、各手続における運營業務の効率化が加速している<sup>6</sup>。一言で言うと、国際商取引紛争における全ての紛争処理手続き制度の競争加速による効率化である。ただし筆者はこうした状況・傾向においても、国際商取引紛争における解決手段としての仲裁の訴訟に対する優位性は、制度上の「秘匿性」と「執行の容易さ」の2点から、種々の問題を含みつつ、最新技術の採択や制度適応により、今後暫くは維持されると考えている。ただし現行の仲裁における問題点は、本質的に解決困難であると考えられるため、IT 等の採用や制度改変といった技術的な微調整で対応できる水準であるとは考えていない。つまりじり貧傾向からからは逃れられない。そのため商学的観点から仲裁の優位性を冷静に見極め、どのように活用していくのが最適で効率的であるのか、ということが重要である。

最近 30 年の紛争処理制度の変遷をみると、訴訟とそれ以外 (ADR) という 2 分類から、ADR の一種である仲裁が、かなり訴訟手続に接近しているため、訴訟とそれ以外 (ADR) という括りではなく、ADR の一種である調停 (mediation) が、国際商事紛争における解決手段の一つの柱になる可能性が高い、と考えている。具体的には ADR という括りは今後 20 年程度で古くなり、訴訟、仲裁、調停の三本柱があり、そのうち国際商取引紛争においては、仲裁と調停が並行した二本柱になるのでは、と考えている。国際調停は各機関がその対象により各定義をしており、共通する要素の導出は困難であるが、本稿では「紛争となる問題について、第三者が最終判断する権限なく同意に基づき進行し、紛争当事者が合意を得る過程」と定義する<sup>7</sup>。調停は ADR (仲裁) の特徴とされる「迅速性」、「低廉性」かつ「秘

<sup>6</sup> 拙稿「国際商事仲裁における迅速手続」神戸外大論叢第 72 巻 1 頁 (2020 年 4 月、神戸市外国語大学研究会)。

<sup>7</sup> Jacqueline Nolan-Haley, Mediation: The “New Arbitration,” 17 Harvard Negotiation L. Rev. 61, 81-82 (2012)

匿性」も担保され、その優位性は、現実的な効率性にある。シンガポール調停センター (Singapore Mediation Centre; SMC) では、受理事案の 70% 以上が解決、その 90% 以上が 1 日の調停で終了する、という<sup>8</sup>。他の調停機関や論文等でも同様の数字が散見されるため、その迅速性は、仲裁に圧倒的に優位で検討考察に値する。本稿では、国際商事紛争における調停制度の可能性について考察する。

具体的には、まず国際商取引紛争における各国の機関や調停制度について、仲裁と比較しながらその利点と欠点について整理する。次いで国際的な調停規則である ICC 調停規則 (2014 年)、UNCITRAL 国際調停モデル法 (2018 年)、シンガポール国際調停規則、シンガポール調停条約について紹介・検討し、国際商事紛争における調停制度の可能性を考察していきたい。本稿の結論は簡潔には次の通りである。

国際商事紛争における仲裁の相対的沈下と反比例するように、期せずして調停が浮上してきている。そうした現状から各機関が存続の可能性を拡大する一手段として近年、その整備や拡充が検討されているが、その段階はさまざまである。調停の仲裁に対する制度的弱点は唯一、解決合意の執行性にあり、それに対応する制度としてシンガポール調停条約が既に整備され、発効段階にある。欧州諸国の消極性や様々な現実的困難がみられるが、シンガポールの戦略が先駆的な効率的制度モデルであると考えられる。国際商取引の紛争に対し、訴訟、仲裁、調停のハイブリッド型の紛争処理制度の整備である。各制度の相対的な利点と弱点を冷静に分析し、その利点を中心に組み合わせて執行していく制度であり、商学的に最も効率的な制度であり、今後の基準になると思われる。

## 2. 国際調停と仲裁の比較

国際商事紛争において頻繁に利用される仲裁と比較して、調停の知名度はそれほど高くないため、その相違についてまず確認したい。

### 2.1. 国際商事調停の特徴

その特徴について簡潔には 4 点ある、とされる<sup>9</sup>。第一に、費用につい

<sup>8</sup> <https://www.mediation.com.sg/> 調停を受理後、調停人の選定や書面提出等で準備し、調停期日 1 日で終了、全体で約 2 から 3 か月。

<sup>9</sup> 岡田春夫「京都国際調停センターについて」[arbitrators.jp/wp-content/uploads/JIMC-Kyoto-jp.pdf](http://arbitrators.jp/wp-content/uploads/JIMC-Kyoto-jp.pdf) を参照し作成した。その他簡潔な比較資料として「Brief Comparison between Mediation, Adjudication, Arbitration and Litigation」[www.beldenlex.com/training/publications/Brief-Comparison](http://www.beldenlex.com/training/publications/Brief-Comparison) 参照。

て訴訟や仲裁と比較し安価に可能、とされる。これは手続きが各仲裁規定では簡素化され柔軟な運用が可能であるため、当事者の負担も仲裁に比較して軽く、結果として費用も抑えられる。第二に、迅速解決が現実で、調停期日は原則1日もしくは数日以内で解決される。調停申立て時から終了までは、約2~3ヵ月程度かかるとされるが、調停日は原則1日に絞られ、調停合意の可能性が高くなる。第三に、当事者が事案を管理できること。調停人は事案を管理するのではなく、あくまで中立的な進行役としての立場で、当事者間の連絡交渉を促す役割であり、各主張の優劣など評価も行わないため、主張がしやすくなると考えられる。

第四に、評価型 (evaluative)<sup>10</sup> の対立構造よりも対話促進型 (facilitative)<sup>11</sup> 形式で進行される。前者は、主張の正当性を論理的立証により相手を説得する手法である。これは論理的に相手を打ち負かす・打ち負かされるという当事者間の感情・信頼面に影響を及ぼす可能性が現実が高く、結果として事後の取引継続に支障をきたす結果となりやすい。それまで継続的取引をしていた場合、過去全てにおいて商取引がすべて完璧に履行されていた、ということは想定し難く(数量や期日、予想外事態への対応、事務連絡ミスなど)、当該事案の論理の是非のみで判断されると、感情面や信頼面から事後の取引継続が困難な結果となる可能性が高い。一方後者では過去の取引経緯を踏まえた過程における当該事案の判断になりやすいため、感情面や信頼面での影響は軽微であることが多く、結果として事後の取引が継続されやすい、という利点が考えられる。

また調停と仲裁は完全独立した別の制度ではなく、ハイブリッド型の Med-Arb、Arb-Med-Arb など組み合わせが可能で、かつ相性もよい。現実にはシンガポールではそうした具体的な制度整備がなされている。それについては後でみていくこととし、まずわが国の調停制度について確認していきたい。

## 2.2 日本の調停制度

国内の民事調停は、1922年の借地借家調停法を起源として歴史があり、裁判所調停は新受件数では年間、家事分野13万件超、民事分野4

<sup>10</sup> 当事者の主張に隔たりが大きく利害関係が複雑な場合、その主張を積極的に調停人が評価し説得し導く方法(同書9頁)。

<sup>11</sup> 当事者の直接交流を促進し、調停人は各主張を評価せず当事者解決を導けるよう促す。わが国ではなじみがなく、欧米では主流であるため、調停人の育成が課題とされる(同書)。

万件超あり、活発に利用されている<sup>12</sup>。2007年に「裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律（ADR法）」<sup>13</sup>が定められた。その概要は、紛争当事者が最適な手続き選択を容易にし、民間ADR業務の認証制度を法務大臣が定め認証し、所定の要件下での時効の完成猶予、訴訟手続等の法的効果が付与される<sup>14</sup>。

国内の調停は歴史や実績があるが、わが国における国際調停は、活発ではない。2017年6月に「国際仲裁の活性化にむけた基盤整備」が閣議決定され、2018年2月に日本国際紛争解決センター（Japan International Dispute Resolution Center; JIDRC）が設立、2018年5月に初の国際仲裁・ADR専門諮問施設が大阪（JIDRC-Osaka）に開設、2020年3月に東京（JIDRC-Tokyo）に開設されている<sup>15</sup>。こちらは主として会場や設備等のハードインフラ整備が中心である。

またハードもソフトも整備されている、我が国初の国際調停専門機関として、2018年11月20日に京都国際調停センター（Japan International Mediation Center-Kyoto; JIMC-Kyoto）<sup>16</sup>が発足<sup>17</sup>、日本仲裁人協会（Japan Arbitration Arbitrator）が運営を行っている。機関調停規則も整備され、2019年4月にはモデル調停条項も整備され、国内外の著名な調停人パネルも備わっており、国際標準の調停を運営実施することができる機関として期待される<sup>18</sup>。まだ新しい組織であるが、国際的調停では、80%以上の案件で、1日もしくは2日で合意に至る、という<sup>19</sup>。

また国内の機関仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）では、「商事仲裁規則」を全面改正し、2020年2月1日施行している。改正の目的は、国内外で仲裁と調停の組み合わせが高まっている背景から、混同されやすいJCAA「商事調停規則」<sup>20</sup>とJCAA「国際商事調停規則」<sup>21</sup>のわかりにくさ

---

<sup>12</sup> 岡田春夫、脚注6、5-6頁。

<sup>13</sup> 平成十六年法律第百五十一号

<sup>14</sup> 法務省 website <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/tetsuzuki.html>. ADR機関として日弁連紛争解決センターや公益社団法人民間総合調停センターがある。

<sup>15</sup> 仲裁・ADRのための最先端インフラを提供、人材養成研修、ADR利用計八のためのセミナーやシンポジウムを実施している。一般社団法人日本国際紛争解決センター <http://idrc.jp/>

<sup>16</sup> <https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/>

<sup>17</sup> 公益社団法人日本仲裁人協会 <https://arbitrators.jp>

<sup>18</sup> JIMC-Kyoto website.

<sup>19</sup> Singapore Mediation Centre; SMC <https://www.mediation.com.sg/>

<sup>20</sup> 2007年12月27日に法務大臣の認証取得し、施行。内容については、千賀敏照「商事調停規則の解説」JCAジャーナル第55巻2号21頁（2008年2月）参照。

<sup>21</sup> 詳細は、澤田壽夫「新しい国際商事調停規則」JCAジャーナル第56巻8号2頁（2009

を解消することにある、という<sup>22</sup>。

それでは以下、各国の国際商事調停規則を概観していきたい。

### 2.3 ICC Mediation Rules<sup>23</sup>

最新の ICC 調停規則は、2014 年 1 月 1 日発効のもので、これは the 2001 Amicable Dispute Resolution Rules (ADR Rules) を改訂したものである。全 10 条と付録からなり、構成は次の通り。各条文を簡潔にみていきたい。

#### • Article 1 Introductory Provisions

調停は、ICC 本体とは別組織の ICC International Centre for ADR (ICC ADR センター) が管轄し、調停規則が調停人を提示する。調停人は調停規則に従いその開始から終了まで行われ、調停規則の修正は全当事者の合意で可能であるが、調停人の合意が必要である。

#### • Article 2 Commencement Where there is an Agreement to Refer to the Rules

当規則による合意が事前にある場合の開始手続きについて定めており、調停を申し立てる当事者は、申立書 (Request) を ADR センターに提出する。当事者情報、紛争の詳細、紛争解決に関する合意 (手続き、言語、期限、場所、調停人選任) 等。費用とともに要望書が受理された時点で調停が開始され、その時点から時間制限の対象となる。

#### • Article 3 Commencement Where there is No Prior Agreement to Refer to the Rules

当規則に事前合意がない場合の手続き開始を定めている。当規則による調停を希望する当事者が申立書を当センターに提出後、全当事者に連絡し、15 日以内に合意書が提出され、費用支払いがなされた日が受理された日とする。開始手続き日は、合意文書の ADR センターが確認書の発送をした日とする。

#### • Article 4 Place and Language(s) of Mediation

当事者の合意なき場合、調停人の決定後に ADR センターが会合の物理的場所や使用する言語を決定する。

---

年 2 月) 参照。

<sup>22</sup> 道垣内正人「JCAA の新しい商事調停規則」JCA ジャーナル第 63 巻 3 号 9 頁 (2020 年 3 月)。形式的には JCAA 「国際商事調停規則」が廃止され、「商事仲裁規則」を改正し法務代人人証の継続が認められ 2020 年「商事調停規則」の完成に至った。経緯や内容に関する詳細は、同書参照。

<sup>23</sup> <https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/mediation/mediation-rules/>

• Article 5 Selection of the Mediator

調停人は、当事者の合意で指名し、ADR センターの確認で決定する。合意なき場合は、ADR センターが指名する。調停人は決定以前に書面で、公平性に問題ないことの確約をセンターに提出し、当事者にも通知する。ただし当事者の一方が調停人指名の通知から 15 日以内に書面で拒否を ADR センターに通知すれば、他の調停人が選任される。また当事者の合意により複数人の調停人の選出も可能とされる。

• Article 6 Fees and Costs

当事者は申立書の提出時および受付時に、付録記載の費用を支払う必要があり、手続き開始後に預り金が必要とされた場合も預ける必要があり、実行されない場合 ADR センターは手続きを中止することができる。これら費用は各当事者が公平に負担され、手続き終了時には清算され、余剰の際は当事者に返金される。また一方当事者が他方当事者の未払い費用を負担することも自由である。

• Article 7 Conduct of the Mediation

調停人と当事者は調停の実施方法について早急に会合し、決定事項は調停人が書面にして各当事者へ配布し当事者の確認を得る。調停人は公正かつ衡平に (Fairness and impartiality) 手続きを進め、各当事者は信義誠実に (in good faith) 行動するものとする。

• Article 8 Termination of the Proceedings

調停手続きの終了は、次の書類を確認後、ADR センターが当事者に書面で完了確約書 (written confirmation of termination) を発送した時点で終了する。

- 当事者署名入りの解決合意書、
- 一方当事者が書面で、調停に従わない旨の通知が調停人に提出されたとき、
- 調停が完結したとする書面が、調停人から当事者に通知されたとき、
- 調停により解決できないとする書面が調停人から当事者に通知されたとき、
- 手続きに定められた期日を経過した旨の通知が ADR センターから当事者に通知されたとき、
- 各支払期日から 7 日経過後にその旨 ADR センターから当事者に通知されたとき、
- ADR センターの判断で調停人の提案もしくは指名できない旨の通知が ADR センターから当事者に通知されたとき。



• Article 9 Confidentiality

当事者合意や適用される準拠法で禁止されている場合を除き、手続き自体および当事者による解決合意書の全ては私的行為で守秘義務 (private and confidential) がある。また訴訟や仲裁等の手続きにおいて、当該調停手続き過程においてなされた情報、書面、連絡事項、認定、調停人の見解、調停案など一切は、事後の仲裁や手続きにおいて、証拠や根拠とすることができない。

• Article 10 General Provisions

当該調停規則の適用開始前に、当事者が ICC ADR Rules への合意があれば、当該調停規則が適用される。また当該紛争について、合意があればその後実施される訴訟や仲裁等の手続きに進み、継続することもできる。調停人、ADR センター、ICC およびそれら職員は当該調停手続きに関連した行為に対して責任を負わない。また ADR センターおよび調停人は当該調停規則に明示されていない事項についても、その精神に基づき行動するものとする。

• Appendix Fees and Costs

申立費用 (filing fee) は US\$3,000、管理費用 (administrative expenses) は、別表にあり、本稿では省略する。

## 2.4 Singapore International Mediation Centre 調停規則<sup>24</sup>

規則 (Rule) 1 から 10 まであり、付録 (Appendix) が 3 つ (申込書、費用一覧、解決合意書) がある。内容は前項の ICC と同等の規定であるため省略し、構成だけ以下の通り掲げ、ほぼ似通っていることがわかる。

Rule 1 Application

Rule 2 Commencement of Mediation

Rule 3 Agreement to Mediate

Rule 4 Appointment of Mediator

Rule 5 Fees and Costs

Rule 6 Conduct of Mediation

Rule 7 Termination of Mediation

Rule 8 Settlement of Agreement

Rule 9 Confidentiality

Rule 10 General Provisions

---

<sup>24</sup> Singapore International Mediation Centre, <http://simc.com.sg/>

Appendix A SIMC Request Form  
 Appendix B Schedule of Fees  
 Appendix C Form or Settlement Agreement  
 SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol  
 Model Clauses  
 Payment Information

## 2.5 UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements resulting from Mediation, 2018(amending the UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation 2002)<sup>25</sup>

これは各国が国際商事調停に関する規則を定める際、文字通りモデル法としての機能を目的としている。構成は次の通り。

### Sec. 1 General Provisions

Art. 1 Scope of application of the Law and definitions  
 Art. 2 Interpretation

### Sec. 2 International commercial Mediation

Art. 3 Scope of application of the section and definitions  
 Art. 4 Variation by agreement  
 Art. 5 Commencement of mediation proceedings  
 Art. 6 Number and appointment of mediators  
 Art. 7 Conduct of mediation  
 Art. 8 Communication between mediator and parties  
 Art. 9 Disclosure of information  
 Art. 10 Confidentiality  
 Art. 11 Admissibility of evidence in other proceedings  
 Art. 12 Termination of mediation proceedings

---

<sup>25</sup> [https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex\\_ii.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/annex_ii.pdf)

UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法 2002 年版の邦訳は、次のサイト参照。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/adr/dai10/10siryou5.pdf>

2002 年版までは、conciliation と mediation の用語があり、それぞれ「調停」、「斡旋」と区別し邦訳していたが、UNCITRAL 第 51 回総会（2018 年 6 月 25 日～7 月 13 日会期）において Conciliation を Mediation に転換することが決定された。

(Report of the UNCITRAL, General Assembly official records 73<sup>rd</sup> session supplement n.17 at 9 para 51, A/73/17)

Art. 13 Mediator acting as arbitrator

Art. 14 Resort to arbitral or judicial proceedings

Art. 15 Binding and enforceable nature of settlement  
agreements

### Section 3 International settlement agreements

Art. 16 Scope of application of the section and definitions

Art. 17 General principles

Art. 18 Requirements for reliance on settlement agreements

Art. 19 Grounds for refusing to grant relief

Art. 20 Parallel applications or claims

以下、要点のみ説明する。

第一に、本モデル法は、国際商事調停に適用され、調停人に委ねる明示的合意がある場合を対象とし、国内調停は対象外で、調停人には紛争解決の最終的権限はない（第1条、第16条）。また商業的性質（commercial nature）であれば、商取引は幅広く解釈され、サービス、代理、ファクタリング、建設、投資、銀行、保険等も含まれ、幅広く利用可能（第1条脚注1）。これはモデル法の特徴的な面であり、幅広く関連する可能性のある業種を提示している。

第二に、解決合意書の扱いについては、Section 3（Art. 16-20）で規定しており、解決合意書（settlement agreement）は各国家の手続き法に従って強制されるものであり、当事者は各国家に合意書等の書類を提出する必要がある。

第三に、調停合意書の執行を国家が拒否できる事例を第19条で定めている。具体的には、当事者が一定の不能状態（under some incapacity）、合意書が無効（null and void）、拘束力なく最終文書でない、すでに義務履行を完了している、具体性が曖昧で包括的、調停人の公平性・独立性に疑義があるなど。また主権国家にとってその執行が公共の福祉（public policy）に反し、また執行すれば当該国の法律に抵触する場合、とされる。

## 3. 国際商事調停の分析

### 3.1 各規範・モデル法の共通事項

前章において各機関の調停規則をみてきたが、内容は共通事項がおおく、仲裁と比較して調停の特徴を簡潔にまとめると、次の通り。

(1) 調停人に最終的に判断する権限はない。

これは仲裁と比較して大きく異なる重要な特徴であり、調停人に最終的

な拘束力ある判断権限がないため、調停人の指示に必ずしも従う必要がなく、当事者が主体となり、対応や交渉ができる。

(2)当事者は調停手続きの離脱が自由。

これも仲裁とは大きく異なる重要な特徴で、仲裁では仲裁付託に一旦合意すれば、その手続き中の一方的離脱はできず、最終的な仲裁判断もしくは仲裁合意という拘束力ある判断に拘束される。一方調停の場合は、調停人に判断解決を決める最終的権限が付与されていないため、調停過程での論点整理、指示、やり取りを行う調停人の言動や手腕を判断し、その過程での疑義、懸念、不満や偏向など主観的感覚や、また特に理由を付すことなく離脱可能とされる。

(3)商学的に事後取引が継続しやすい。

当事者が論理的に主張をぶつけ合う、という評価型ではなく、当事者が主体となる対話促進型であるため、解決合意に納得する可能性が高くなり、結果として事後の取引が継続されやすい傾向にある。商取引であることから、当事者にとって長期にわたる安定した取引の継続が重要となる。また派生して他企業と取引する発端にもなり、商学的に合理性があると考えられる。実際にこの点を重視する企業は多いとされる。

(4)調停過程の発言・記録等は仲裁・訴訟の証拠とならない。

最終的に解決合意に至らない場合でも、その過程における記録は、当事者合意がある場合を除き、事後の手続きである仲裁や訴訟に証拠として利用されないため、調停において大胆な判断や譲歩の可能性が高まり、解決合意に至りやすいと考えられる。これも現実的に調停が選好される理由として大きい。

(5)調停合意の拘束力が不十分。

調停手続きにおいて、解決合意がなされた場合は、通常の法的契約合意としての効力は生ずるが、仲裁の様にNY条約<sup>26</sup>により仲裁裁定がほぼ自動的にその執行が担保される、というわけではない<sup>27</sup>。商学的に微妙とは、費用対効果が確実に高いというわけではないことを意味する。この懸念が

<sup>26</sup> United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, June 10, 1958 (1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、通称「NY条約」)。その他地域的な仲裁裁定執行の条約は1964年ヨーロッパ条約、1975年パナマ条約、1979年モンテビデオ条約など、複数ある。

<sup>27</sup> 井原一雄「JCAA新調停規則に対するコメント」JCAジャーナル第67巻3号22、25頁(2020年3月)。日本の場合、民事執行法第22条所定の債務名義追加には、民事調停手続きによる当事者間合意(民事調停法第16条、民訴法第267条)など各法律の規定が必要とされる(同書)。

最大の弱点とされる。

以上が共通する特徴とされるが、現実には当事者は国際調停について、どういった懸念や印象を持っているのであろうか。次に実証的な調査研究から、確認していきたい。

### 3.2 国際商事調停に関する実証調査研究

商事仲裁に関する実証研究は散見されるが、国際商事調停に関するものはほとんどなく、初めての本格的な実証調査研究をまとめた貴重な論文<sup>28</sup>を取り上げ、実情に関する認識を深めていきたい。

#### (1) 仲裁の現実的問題

第二次世界大戦以前の国際商事紛争のほとんどは、仲裁よりも調停により解決されており<sup>29</sup>、国際商取引における仲裁の普及は、NY条約が1958年であることから、戦後の比較的最近であるとされる<sup>30</sup>。

その後仲裁費用は高騰し、中規模 (medium-sized) 仲裁で弁護士費用は1~2百万米ドル、より大規模事案であればその数倍になり、期間も1~2年かかり、長期化の傾向にある<sup>31</sup>。また国際商事仲裁では、2011年に10億米ドル超の仲裁裁定が113件(うち投資関連48件)あるという<sup>32</sup>。このような費用の天文学的 (astronomical) 高騰と解決期間の長期化から、仲裁制度が危機に瀕している (existential challenges) 状況にある、という。

#### (2) 調停の現状

仲裁の現状から、より効率的な解決手段が模索され、調停が最有力候補として浮上している。現実には世界銀行やICC, CPR, IMI<sup>33</sup>等の機関では、

<sup>28</sup> S. I. Strong, *Realizing Rationality: An Empirical Assessment of International Commercial Mediation*, Research Paper No. 2016-07 School of Law, Univ. of Missouri; 73 *Washington & Lee Law Review*, Vol. 73, issue 4 (2016). アメリカを中心とした内容で、本文以下の記述は、同論文による。

<sup>29</sup> Linda C. Reif, *Conciliation as a Mechanism for the Resolution of International Economic and Business Disputes*, 14 *Fordham Int'l L. J.* 578, 614-15 (1991); S. I. Strong, *Beyond International Commercial Arbitration? The Promise of International Commercial Mediation*, 45 *Washington U. J. L. & Policy* 11, 12-13, 31-32 (2014)

<sup>30</sup> Gary Born, *A New Generation of International Adjudication*, 61 *Duke L. J.* 775, 826-844 (2012).

<sup>31</sup> *Id.* at 6 n.26. という。

<sup>32</sup> Michael D. Goldhaber, *Arbitration Scorecard 2011: The Biggest Cases You Never Heard Of*, *AM Law Daily* (July 6, 2011). <https://amlawdaily.typepad.com/amlawdaily/2011/07/arbscorecard2011.html>

<sup>33</sup> The International Institute for Conflict Prevention & Resolution; CPR, the

国際商事紛争における手段として調停を推奨し、普及促進する各種方法を採択し始めている。ただ一方で、利用者である当事者企業にとってはほとんど情報がなく知識も十分でないため、その利用に躊躇しているという現状がみられる。これは個々の企業の認識レベルではなく、社会組織的レベルでの改善策が不可欠であると認識されている。現実にはアメリカ政府は、国際商事調停における合意解決書に拘束力が付与されるよう、執行に関する国際条約の提案が UNCITRAL に対してなされ<sup>34</sup>、現に 2019 年にシンガポール調停条約として国連総会で採択されている。

ただし一方で UNCITRAL は調停を推進させる根拠として、国際商事調停に関する現実のデータが乏しく、理論的根拠の障壁が課題の一つであることは十分に認識しており、課題とされていた<sup>35</sup>。

### (3) 調査の対象<sup>36</sup>

調査は匿名で実施され、221 人の返答あり、所属は民間 35%、判事や仲裁や政府関係者 10%、仲裁人や調停人の経験 28%、大学関係 20%、企業内弁護士 7%。紛争解決 (dispute resolution) 経験 15 年以上が 56%、10-14 年が 14%、5 - 9 年が 15%、5 年以下が 15%。過去 3 年以内に国際事案の経験時間が 61-80% 占めた割合 (時間占有割合) は 17%、同様に 41-60% は 10%、21-40% は 21%、0-20% で 37%。

対象地域は、アメリカ 35%、英国 11%、その他欧州 27%、アジア 13%、南アメリカ 7%、オセアニア 2%、その他 2% (北米、欧州、その他で各 3 分の 1)。対象者について、過去 3 年以内に国際調停に関与した割合 51%、関与していない割合 49%。

以上簡潔に分析結果を紹介すると<sup>37</sup>、以前は主として専門家の扱いに限定されていたものが、それ以外の経営者層 (generalist) への拡大傾向が

---

International Mediation Institute; IMI.

<sup>34</sup> Strong, *supra* note 28, at 7. Public Meeting on International Arbitration and Conciliation, U.S. Department of State, <http://www.state.gov/s/1/229037.htm>  
国際機関に否定的な米国の提案、という点が興味深い。社会的に喫緊の課題という現実が想像される。

<sup>35</sup> WG Report, Future Work for Working Group II, U.N. Doc. A/CN.9/822 (June 2, 2014), para. 56. 情報の欠落が合理的な意思決定にどのように影響するのかの研究については、次の文献参照。Richard A. Posner, *Economic Analysis of Law* 429-438 (4th ed. 1992); Edward L. Rubin, *Rational Choice and Rat Choice: Some Thoughts on the Relationship Among Rationality, Market, and Human Beings*, 80 *Chicago-Kent L. Rev.* 1091, 1094 (2005)

<sup>36</sup> Strong, *supra* note 27, at 23-25. 誤差の範囲内で 100% に前後する場合あり。欧州アジア等の詳細な各国の割合は、at 25 n. 142-147 参照。

<sup>37</sup> *Id.* at. 24.

みられる。グローバル化が多様化し、あらゆる分野で国際取引が増加しているため、経営者層へも拡大している。また国内のみでの調停経験者も増えており、この経験は国際調停への貴重な経験になると考えられる。

#### (4) 調査内容<sup>38</sup>

目的は、国際調停分野における分析のための基準とするため、国際商事調停に関する現在の行動と意識を発見し記述し、様々な推論を立てることにある、とされる。調査項目は全 34 あり、現状認識に関するものと、今後の期待についてのものに大別され、それぞれ具体的質問項目がある<sup>39</sup>。主となる項目について以下、説明する。

#### (5) 現状認識に関する調査結果<sup>40</sup>

①国際商取引において現在使われている調停は、どの様に、何時利用されているのか？

過去 3 年間の経験は 1 件 (20%)、2 件 (13%)、3 件 (30%)、4～9 件 (14%)、10～14 件 (12%)、20 件以上 (9%)。特定の個人は多いが、比較的まだ一般的でない、といえる。これは NY 条約採択の拡大後に仲裁が増加したことと同様の現象が発生する可能性はある<sup>41</sup>。また 20 件以上経験者は英国 43%、イタリア 14%、レバノン 14%、スイス 14%、アメリカ 14%。

②どのようにその手続きに進むことになるのか？

そのほとんど (vast majority) は、契約条項により進み、調停単独が

<sup>38</sup> Id. at 25-26.

<sup>39</sup> Current Practices and Perceptions, ①How and When Is Mediation Currently Used in the International Commercial Context? ②Numbers of Proceedings ③How Proceedings Arise ④What Affects Parties' Decision to Use International Commercial Mediation? ⑤How Can Parties Be Encouraged to Use Mediation in International Commercial Disputes? ⑥What Types of International Commercial Disputes Are Amenable to Mediation? ;Future Considerations ⑦What is the future of International Commercial Mediation? ⑧Is There a Need for an International Convention Addressing International Commercial Mediation, and If So, What Shape Should It Take? ⑨Gauging the Need for a New International Instrument in this area of Law ⑩Agreements to mediate ⑪Settlement agreements ⑫Shape of a Convention Involving International Commercial Mediation ⑬Open-Ended Comments.

<sup>40</sup> Strong, supra note 28, at 25-49. 多くの質問項目で、提示された選択肢に順位をつける、最も…を選択せよ等が多く膨大であるため、ごく一部のみ紹介する。具体的結果は、appendix A-H(at 52-71)に詳細に整理されている。本データは貴重な実証調査で大変示唆に富んでいるため、詳細に紹介検討したいと考えている。

<sup>41</sup> ICC 仲裁裁判所は、1956 年 32 件、1976 年 210 件、1992 年 337 件、1997 年 452 件、1999 年 529 件、2007 年 599 件、2012 年 759 件、と過去 50 年で約 25 倍増えている。  
(Id. at 26 n. 153)

30%、多段階 (multi-tier step) が 29%。調停手続きの採択は、弁護士提案、会社の方針によるもので、当事者の発案によるものはほとんどない。

③当事者が国際商事調停の利用を決定する要因は何か？

(Appendix A, B)

費用の削減 (回答者の 36%が 1 位)、時間の節約 (回答者の 28%が 2 位)、満足度の高い手続き (回答者の 19%が 2 位)、訴訟と仲裁に対する文化的偏見 (回答者の 21%が 3 位)、継続的関係の維持 (回答者の 26%が 4 位)。

④当事者は国際商事調停を回避する理由は何か？

(Appendix C, D)

上位から順に、当事者の経験欠如、弁護士の経験欠如、訴訟または仲裁の戦略を公開することの懸念、有能な調停人選任の困難。選択肢以外 (N/A) も多く、具体的には、調停手続き・調停人・相手当事者への信頼感欠如、最終的な拘束力をもたない合意への費用懸念、相手から当方の弱さの兆候と解釈される、など。

⑤当事者はどのようにすれば国際調停を利用したくなるのか？

(Appendix E)

調停手続きの明確な効率性の根拠 (37%)、調停手続きの具体的内容、調停の費用、解決合意の執行確実性。自由意見として、守秘義務の確保、企業内弁護士の意欲促進、調停人の中立性の確約など。また主として 3 点に要約でき、手続きの効率性に関する情報、手続き自体の情報、手続き費用の情報、になる。こうした関連する「情報」の体系的な普及が大きな契機となると考えられる。

⑥どのような種類の紛争が、仲裁に適しているのか？ (Appendix G)

最適な解決方法の選択が、紛争解決にとって大変重要であるため、適した紛争種類を帰納的に導くことは効率性に直結する重要項目である。

圧倒的に多い回答として、継続的関係の維持 (74%)<sup>42</sup>、調停に肯定的な国や文化をもつ当事者 (23%)

(6) 将来の考慮事項 (future considerations) に関する調査結果

①国際商事調停の将来はどのように考えるか？また勧められた場合には、どの様に対応したいと考えているか？

<sup>42</sup> 以前の質問③と矛盾するところがあるが、これは当事者の認識と行動の差異からの解釈で説明できる、という (id. at 37)。



調停を利用するかどうかは、事案による（55%）。利用する際は、管理された調停規則を利用（32%）、調停規則を利用せず ad hoc 手続きで利用（7%）、UNCITRAL 調停規則を使用し ad hoc 手続きで利用（5%）。②国際商事調停に関する国際条約は必要か？その場合どのような方式が良いと考えるか？

調停における解決合意書の執行について、その強制は不可能・かなり困難（14%）、若干困難（26%）、簡単（39%）経験なし（12%）、わからない（7%）。困難の程度については、相手国での強制の場合は不可能・かなり困難（19%）、若干困難（30%）、容易（20%）、経験なし（18%）、わからない（10%）。

また相手の管轄外での調停合意を、相手の管轄外での強制は、不可能・かなり困難（26%）、若干困難（30%）、容易（7%）。

調停合意を強制できる条約の必要性に賛成は68%、条約は調停の促進に役立つ、という意見は僅か12%であった。興味深いことに、その成立や執行力ではなく、採択の迅速性に関心が高い。また批准・加入（ratify/accede）国の数や、どの程度迅速に発効されるか、にも関心が高く、仲裁とNY条約の様な関係が、調停においても同様の関係が現実に構築されれば、かなり有望である、とされる。

③強制的な執行に関する条約の存在は、相手国の管轄での執行に役立つか？

国際調停の促進に役立つ（74%）と圧倒的に肯定的で、否定的割合は、8%のみ。

#### (7)まとめ

以上の調査研究から、調停が好ましいとされる場合は、次の通り<sup>43</sup>。

- ・現在の関係を今後も維持継続したい期待がある場合
- ・争点は賠償金額のみで、責任や根本的關係に問題がない場合
- ・他や後の事例に影響を与えず、先行事例とならない場合
- ・利害関係が大きい場合（there is a lot at stake）
- ・防御費用（cost of defense）以下での対応可能な場合
- ・専門的に複雑な場合
- ・新たな解決策が必要とされる場合

また強制力を付与する条約について、実務的にも肯定的であり、ただその際の重要な点は、正確な情報の制度的な普及にある。それでは以下、

<sup>43</sup> Strong, supra note 28, at 8-9 n 43

調停の合意確認書に強制力を付与するシンガポール調停条約についてみていきたい。

### 3.3 シンガポール調停条約 (SMC)

調停による解決合意書の国際的執行力の問題が、実務的にも着目されている実態から、国際商事仲裁における NY 条約の様に、国際調停における解決合意書についても、同様の効力がある国際条約をとして作成されたのが、シンガポール調停条約<sup>44</sup>である。以下簡潔に、紹介したい<sup>45</sup>。

UNCITRAL は 1980 年に国際商事調停規則を策定、2002 年総会にて国際商事調停モデル法が採択された<sup>46</sup>。執行力の付与のための条約の検討が 2014 年総会で提案され、UNCITRAL 第 51 回総会 (2018 年 6 月 26 日) で採択、その後の国連第 73 回総会 (2018 年 12 月 20 日) で正式に採択<sup>47</sup>。日本もシンガポール調停条約を早期に調印すべきという意見もある<sup>48</sup>。

SMC の最大の特徴は、解決合意書の強制執行力にある。そのたたき台は、2017 年 2 月のニューヨークで開催された第 66 回セッションにおいて、UNCITRAL Working Group II (WG II) が原案(A/CN.9/WG.II/WP.200)を提示し<sup>49</sup>、各種議論され、特に解決合意書に関し「International」を入れるか否かについて議論され、最終的に挿入されることとなった (A/CN.9/934 )<sup>50</sup>。

SMC については、順調に進んでいるように見えるが、反論もみられる。

<sup>44</sup> United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation 2018 (Singapore Convention on Mediation; SMC), <https://www.singaporeconvention.org/about-convention.html>

<sup>45</sup> 本文以下の内容は、Singapore Convention on Mediation サイトと、次の文献による。山田文「「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール調停条約)の概要(上)」JCA ジャーナル第 66 巻 11 号 3-9 頁 (2019 年 11 月)。

<sup>46</sup> 三木浩一「UNCITRAL 国際商事調停モデル法の解説(1)～(9・完)」NBL754-764 号 (2003) 参照。2019 年 7 月現在 33 カ国 45 法域が同モデル法を採用している。( [https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial\\_conciliation/status/](https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_conciliation/status/) ) 中心は米国、カナダ、欧州。

<sup>47</sup> 同条約の本文および関連情報は、Singapore Convention on Mediation, <https://www.singaporeconvention.org/> 参照。仮訳 (一部省略) は、山田文、6-9 頁にあり、2020 年 9 月 12 日に発効予定。

<sup>48</sup> 岡田春夫「シンガポール国際商事調停条約が日本の国際商事調停に与える影響 - 日本が条約に早期調印すべき理由とその具体的方策 -」JCA ジャーナル第 46 巻 4 号 16-19 頁 (2020 年 4 月)。

<sup>49</sup> <https://undocs.org/pdf?symbol=en/A/CN.9/WG.II/WP.200>

<sup>50</sup> <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/V18/008/77/PDF/V1800877.pdf?OpenElement/>

調停制度に関する反論であるが、例えば、当事者の調停人選出は、当事者代理の弁護士が選任するため、屋上屋を重ねてしまい無駄になる。調停人が複数の際は、円滑な進行および合意形成の阻害要因になる。調停人報奨金について当事者合意が必要で、そうした追加的交渉の手間と費用が掛かる。調停合意は仲裁手続きにおける和解成立に該当しないため、法律の規定を定める必要がある、など<sup>51</sup>。また現実に大きく二つの点から SMC の普及に障害が考えられるという<sup>52</sup>。

第一は、EU の SMU に対する反対 (hostility)。理由は、調停における解決合意書の強制的執行力を、国際的に統一させる必要性の根拠が示されていない、これは国内を対象とするモデル法のレベルを超えたもので、非現実的であるという<sup>53</sup>。実際に 2008 年 5 月 21 日の欧州議会および欧州理事会の Directive 008/52/EC において、調停の強制力の付与は国内法の規定によるものの以外は原則、否定している<sup>54</sup>。

第二は、国際商取引の中心となる主要国の多くが批准するか、という点。EU の反対は、SMC にとって否定的な影響となるが、主要国の多さが、本当の成否の鍵を握る。条件を満たし発効したとしても、主要国が多数存在しなければ、その商学的な意義は低く、企業当事者にとっての現実的な有益性がなく、負のスパイラルに陥る懸念が生ずる。そうした意味では、条約という法的な制度整備がなされたうえで、商学的な有益性が採取的な成否のカギを握る、という国際商取引に共通する実利的側面が重要である、といえるであろう。

また調停はアートであり、調停人の技量・力量が成否を決める、という意見もある<sup>55</sup>。制度としての安定性が、制度設計・整備において目指すべき方向であると考えるが、当事者にとっては当該事案が、公平で効率的な解決が最優先であるから、職人芸的能力を調停制度により組織的に準備し、利用の判断は当事者に委ねる方法を提供することが重要であると考え

---

<sup>51</sup> 井原一雄「JCAA 新調停規則に関するコメント」JCA ジャーナル第 67 巻 3 号 22 頁 (2020 年 3 月)。

<sup>52</sup> Bruno Zeller & Leon Trakman, *Mediation and arbitration: the process of enforcement*, *Uniform. L. Rev.* Vol. 24, 449, 455-456 (2019).

<sup>53</sup> Timothy Schnabel, *The Singapore Convention on Mediation: A Framework for the Cross-Border Recognition and Enforcement of Mediated Settlement*, <https://ssrn.com/abstract=3239527>.

<sup>54</sup> Directive on certain aspects of mediation in civil and commercial matters, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32008L0052>

<sup>55</sup> 道垣内正人「JCAA の新しい商事調停規則」JCA ジャーナル第 67 巻 3 号 9、13 頁 (2020 年 3 月)。

る。

#### 4. おわりに

国際商事紛争処理制度として調停が注目されてきているのは、最近 20 年程度である。1958 年 NY 条約発効以後、国際商取引紛争の処理制度としては仲裁が主流となり、その後「仲裁の訴訟手続化」の現実的問題が積層されつつ、2000 年頃から、消去法的に調停が着目されてきた。

仲裁の訴訟に対する優位性は、迅速、低廉性、秘匿性、執行力の強さ、がある。このうち、迅速性と低廉性については、「仲裁の訴訟手続化」問題から、期せずして結果として、調停が着目される現状にある。秘匿性は仲裁と同等であり、調停への期待は、端的に言うと、仲裁に失われた迅速性と低廉性であろう。

また一方で、調停の仲裁への劣性点として、調停における解決合意書に関する、国際的強制執行力の欠落であろう。そのため、シンガポール調停条約が UNCITRAL で採択され、近日発効の段階まで来ている。これは一つの大きな進歩と評価できる。実際の商取引の観点からすると、紛争解決の制度は複数ある中で、当該事案に最適な制度を、訴訟、仲裁、調停から一つ選択する、という方法は、効率的でない。各制度の良い面を取り入れ、一つの事案について継続した運営が可能となるよう、紛争処理制度をハイブリッドで効率的に提供できれば最善である。各制度の優位性をみると、訴訟は論理的整合性、仲裁は秘匿性と世界的執行力の確実性、調停は迅速と低廉性、といえるだろう。こうした 3 つを上手く組み合わせ、ハイブリッド制度として先駆的に整備している国が、シンガポールである。

アジアの紛争解決の中心を目指し、1991 年に SIAC<sup>56</sup>、2014 年 11 月に SIMC<sup>57</sup>、2015 年 1 月に SICC<sup>58</sup>を設置し、現実に 3 つの紛争解決制度が整備されている。訴訟の定型手続きの枠組みにより、複雑化コストを回避し、シンガポールの法曹資格者に限定せず、案件により非公開など、訴訟と仲裁のメリット融合を目指した SICC は、有効な選択肢の一つになりうる、という<sup>59</sup>。商学的観点からの効率性を軸に、ハイブリッドで制度設計され

<sup>56</sup> Singapore International Arbitration Centre, <https://www.siac.org.sg/>

<sup>57</sup> Singapore International Mediation Centre, <http://simc.com.sg/>

<sup>58</sup> Singapore International Commercial Court, <https://www.sicc.gov.sg>

<sup>59</sup> 日本貿易振興機構シンガポール事務所「シンガポールにおける国際紛争を念頭においた 紛争解決条項の設計に関する留意点」10 頁 (2015 年 12 月)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/022f5cb1339c3ebc/sg\\_International\\_conflictrp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/022f5cb1339c3ebc/sg_International_conflictrp.pdf)

ている先駆的有望なモデルといえる。

仲裁の事例であるが、ある仲裁人の実感では、ほとんどの仲裁事例で途中和解を勧めたが、ほとんど成功しなかった、という<sup>60</sup>。調停や和解は現実的には容易ではない面が多々あるが、商学的な観点から国際商取引紛争を把握し、処理制度をサービスとして効率的に提供するという発想が重要である。そのための選択肢を制度的に整備することは有益である。その点でシンガポールは現時点ではアジア主である点を割り引いても、将来的に世界的な先駆的制度としてモデルになる可能性が高いと考えている。

各紛争処理制度の特徴を現実的観点からできる限り客観化し、各利点を中心にハイブリッド型の紛争解決制度を、グローバルに整備・機能する方策を考察することが重要である。その一環として、各機関の調停制度の整備、SMCの採択発効は、重要な一つの方向性を示している。今後は先駆的とされるシンガポールのハイブリッド型の制度設計について、商学的効率性の観点から分析考察していきたい。

**Keywords:** 国際商事調停、シンガポール調停条約

---

<sup>60</sup>「双方が妥協可能点と考える条件に乖離があれば、理論上和解は成立しない。最低限の妥協点（留保価格）がクロスする「ZOPA: zone of possible agreement」中で和解が成立する。当事者が現実的立場の強弱をシビアに理解し、そのためには仲裁人の心証開示が必須であり、事実認定と責任論の心証の開示がのぞましい。」（筆者が要約）  
柏木昇「インタラクティブ仲裁規則と仲裁廷の暫定的な考え方の提示について」JCAジャーナル第66巻6号3、5頁（2019年6月）。